

第4次総合推進指針に関する進行管理調書

(令和3年度実施報告・令和4年度実施計画)

第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○主な人権課題の方向性に沿った進行管理												
主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
3-1 女性の人権	①講座、研修やNPO等との連携事業を通して、性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画社会の意義の普及に努めます。	1	男女共同参画推進に向けた広報・啓発	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座を実施するとともに、芦屋市広報やセンター通信「ウィザス」の発行を通じて、男女共同参画意識の周知・啓発を行う。	・男女共同参画週間にあわせて啓発映画会及び講演会を実施した。 内容 啓発映画会「ママをやめてもいいですか！？」 参加者 22人 坂東真理子さん講演会 テーマ～力強く、そしてやさしく～「品格ある社会の男性と女性」 参加者 72人 ・幅広い男女共同参画に関わるテーマの男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座を19企画（うち4企画は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止・一部中止）実施した。 上記講座のほか、センター通信を年3回発行、また6月号の広報あしやで男女共同参画特集を行うなど幅広い周知を行った。	1,549	1,111	1,059	B	・映画会に参加して男女共同参画について関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が85%あり、本映画会が人権啓発事業として高い効果があったと考える。 ・講演を聞いて男女共同参画その他の人権問題について関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が91.5%あり、本講演会が人権啓発事業として高い効果があったと考える。 ・講座に関して、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、予定していた講座を中止・一部中止・延期したが、講座実施数は増やすことができた（前年度15講座）。オンラインによる実施や他団体との連携など、講座の実施形態の検討が課題である。また広報6月号で男女共同参画特集を行ったことで、広く市民に向けて性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行うことができた。	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座を実施するとともに、芦屋市広報での特集記事やセンター通信「ウィザス」の発行を通じて、男女共同参画意識の周知・啓発を行う。	人権・男女共生課
(2)性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を育む教育・学習の充実に努めます。	学校教育における性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成する教育・学習の充実を図る。	2	学校教育における子どもへの学習機会の確保	性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成する教育・学習の充実を図る。	・学校の人権教育計画（基本方針）に「男女共生教育」（ジェンダー平等教育）を位置付け、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成する教育・学習の充実を図った。 ・「女性の人権」を人権教育の主課題として設定し、教科学習や総合的な学習等において人権学習に計画的に取り組んだ。	0	0	0	B	・学校の人権教育計画（基本方針）に「男女共生教育」（ジェンダー平等教育）を位置付け、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成する教育・学習の充実を図ることができた。 ・「社会科（公民・歴史）」「家庭科」「道徳」「総合的な学習（防災・SDGs）」等において、「女性の人権」をテーマとした人権学習に取り組むことができた。	性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成する教育・学習の充実を図る。	学校教育課
	③広く市民にワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させるとともに、男女がともに育児や家事、介護等を担うための啓発を行います。	3	ワーク・ライフ・バランスの意味や考え方の普及	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座の実施やセンター通信「ウィザス」の発行を通じて、自身の働き方を見直し、より充実した生活をするために有効な情報提供を行う。	父親と子どもを対象とした工作講座において、男性の長時間労働の現状等からワーク・ライフ・バランスの重要性を周知する時間を設けるなど、その他事業においても冒頭の挨拶の時間を利用し情報提供を行った。 センター通信「ウィザス」105号では「男性の生きづらさ」をテーマに取り上げた。	998	520	1,059	B	講座や事業実施の機会を捉えて、随時情報提供を行うとともに、センター通信においてはより理解が深まるようなテーマ選定を行った。 今後もより多くの市民に有効な情報提供が行えるよう広報・周知手段の検討が課題である。	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座の実施、芦屋市広報での特集記事やセンター通信「ウィザス」の発行を通じて、自身の働き方を見直し、より充実した生活をするために有効な情報提供を行なう。	人権・男女共生課
	4	男性が女性と共に育児や家事を担うための啓発や学習機会の提供	男女共同参画センター講座として、男性が家事・育児に積極的に関わり、パートナーや家族とのコミュニケーションを図るきっかけとなるような講座を企画・実施する。	0歳から概ね1歳半までの子を持つ両親を対象に「パパのための初めての育児講座」を実施し、親子6組17人（父6人、母5人、子ども6人）が参加した。	584	31	528	A	前年度以前に実施していた同様のテーマの講座の講演内容や実施形態を見直し、幅広く周知を行うことで、参加者を増やすことができた（前年度：父・母それぞれを対象に計2回実施で父5人、母3人参加）。またアンケート回答者の全員が「大変よかったです」と回答し、実施の効果があったと考えられる。	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座として、男性が家事・育児に積極的に関わり、パートナーや家族とのコミュニケーションを図るきっかけとなるような講座を企画・実施する。	人権・男女共生課	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
④性差別による暴力防止、DV、若年層に対するテートDV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教育や啓発を進めます。	性差別による暴力防止、DV、若年層に対するテートDV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教育や啓発を行なう。	5	(人権・男女共生課) 「女性に対する暴力をなくす運動」に関する事業を実施（11月予定）するとともに、ホームページ等で相談先等の周知・情報提供を行う。 (コンプライアンス推進室) ・ハラスメントのリーフレットを改訂し、職員に配布して周知を図る。 ・職員の役職に応じた研修等を実施することで、ハラスメントについての知識の向上を図る。 (教職員課) 研修の実施により、あらゆるハラスメント防止の啓発を図る。	(人権・男女共生課) 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市内全高校3年生（約1200人）に性犯罪・性暴力防止啓発チラシ等を配布した。また広報あしや、ホームページ等で相談先等の周知・情報提供を行った。 (コンプライアンス推進室) ・ハラスメントのリーフレットの改訂を行い、市長が各職場を訪問して職員へ配布し、相談窓口等の周知を行った。 ・役職別に部長級以上、課長級、係長級、会計年度任用職員を含む全職員向けのハラスメント防止研修を開催し、「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」の内容を周知して職員へ啓発を行った。 (教職員課) コンプライアンス推進室と連携して、各学校園にハラスメント防止研修DVDを配布し、研修を受けやすい工夫を行った。	770	502	741	B	(人権・男女共生課) 市内全高校生を対象に配布することで、若年層に向けて性犯罪・性暴力防止への理解を促すことができた。出張授業の実施など、啓発資料配布以外での啓発方法の検討が課題である。 (コンプライアンス推進室) 全職員向けにハラスメント防止研修を行った後に実施したハラスメント実態把握調査において、相談窓口、取扱指針、リーフレットの認知度が昨年度調査よりも高まったため、研修等による周知の効果があったと考える。 今後は、研修のより効果的な実施方法や外部相談窓口の周知について検討が必要である。 【認知度】 R3調査 ・相談窓口（人事担当課）：69.3% ・指針：37.2% ・リーフレット：54.9% R2調査 ・相談窓口（人事担当課）：53.3% ・指針：21.4% ・リーフレット：34.6% (教職員課) 各学校園にハラスメント防止研修DVDを配布することで、本庁の研修に参加することが業務上困難な職種が研修を受けることができた。	(人権・男女共生課) 「女性に対する暴力をなくす運動」に関する事業を実施（11月予定）するとともに、広報あしや、ホームページ等で相談先等の周知・情報提供を行なう。 (コンプライアンス推進室) ・ハラスメントのリーフレットに記載している相談窓口や対応の流れをよりわかりやすく示して改訂し、職員に周知を図る。 ・新入職員及び管理監督職向けに研修等を実施することで、ハラスメントの予防のために必要な知識の習得を促す。 (教職員課) 研修の実施により、あらゆるハラスメント防止の啓発を図る。	人権・男女共生課 コンプライアンス推進室 教職員課	
⑤芦屋市配偶者暴力相談支援センター（芦屋市DV相談室）の周知を進めます。	広報紙への掲載 関係課や関係機関へ相談カードを配布	6	第2次DV対策基本計画に基づき、多くの人に情報が届き、DV被害者の相談につながるよう効果的に周知を行う。	・広報紙へ毎月DV相談室の情報を掲載 ・DV相談室の相談カードを関係機関へ配布	34	14	34	B	広報紙への掲載や相談カードを配布することで、DV相談室の周知につながった。 課題としては、令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査でのDV相談室の認知度が低い。（『見たり聞いたりしたことがある』7.3%）広報紙への掲載や相談カードの配布以外の更なる周知が必要である。	第2次DV対策基本計画に基づき、多くの人に情報が届き、DV被害者の相談につながるように、広報紙への掲載や相談カードの配布以外に、市民課ディスプレイの活用など効果的な周知を行う。	人権・男女共生課	
3-2 子どもの人権	①「子どもの権利条約」の意義と内容について周知・啓発を進めます。	7	子どもの権利条約の周知	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布	「子どもの権利条約」のリーフレットを保育所5歳児、幼稚園年長組、小学校6年生、中学校3年生に配布した。	6	24	38	B	子どもの人権について、児童生徒とその保護者に対して広く周知啓発を行った。また、学校での授業で教材として活用される等啓発が進んだ。	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布	子育て政策課
②子どもたちの学習の場である学校の中に人権尊重の理念を徹底し、教育活動全体を通して人権教育を進めます。	人権教育推進事業	8	・人権教育をあらゆる教育活動の根幹に据え、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、種々の人権課題を解決しようとする児童生徒の意欲・態度を育てる。 ・各学校で情報モラルの育成を目指した授業を実施する。 ・情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を積極的に実施する。 ・情報活用能力向上のための授業づくり研究を進める。	・いじめアンケートの結果からも、SNS等でのトラブルが小・中学校で発生していることが確認されている。「情報モラル」について、教科・道徳の時間等を利用して、児童・生徒が学習する機会を設けた。 ・情報モラルやリテラシーに係る内容について、一部の学校では外部の講師を招き、児童生徒とともに、教職員も学ぶ機会を設けた。	153	146	153	B	・SNS利用等、情報モラル等について、各自が考え、理解を深めることができた。 ・タブレット端末を使用することで、トラブルが発生したこともあったが、その都度、保護者にも協力して頂きながら、学習を進めることができた。 ・芦屋警察と連携し、必要に応じて、SNSの利用に関する授業を依頼した。 ・情報モラル育成のため、児童生徒、保護者とともに、今後も継続して取り組んでいく必要がある。	・人権教育をあらゆる教育活動の根幹に据え、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、種々の人権課題を解決しようとする児童生徒の意欲・態度を育てる。 ・各学校で情報モラルの育成を目指した授業を実施する。 ・芦屋警察等、必要に応じて、関係機関と連携する。 ・情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を積極的に実施する。 ・情報活用能力向上のための授業づくり研究を進める。	学校教育課	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
④「いじめ防止基本方針」などに基づき、通報体制や相談体制の充実を図ります。	9	カウンセリングセンター相談事業		相談者の在籍校との連絡を密にし、いじめの長期化や不登校を防止するとともに、他の相談機関や関係機関との連携を意識し、支援の充実を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。（電話相談133件 面接相談167件） ・不登校担当者会や各小中学校の学校訪問を通じて、各相談機関との情報交換を行った。 ・学校教育課教育相談を窓口として、各機関との連携を密に行った。 	2,616	2,596	2,869	B	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「心のケア」が必要と考えられた。感染拡大防止対策に留意し、相談業務を続けることにより、相談者の心の拠り所となった。 ・相談対象の高校生の割合が、全体の12%となっており、本事業を行うことでスクールカウンセラーへ相談できない年代への対応を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に児童生徒の在籍校と情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。特に、学校教育課の教育相談との連携を意識する。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。 	学校教育課
⑤「児童虐待防止法」に基づき、通報体制や相談体制の充実を図るとともに、学校等と関係機関との連携を強化します。	10	青少年愛護センター相談事業		青少年の問題全般について、電話、来所等による相談活動を実施する。	相談員は教育職が務めており、学校やその他相談機関と連携しながらの相談受付を行った。特に、青少年の問題については、複合的原因に処する場合があり、相談者本人も適切な相談先を見失っていることがある。よって、訴えを傾聴しながら問題を整理し、相談者が主体的に相談機関に赴く機運を高めるよう努めた。	0	0	0	B	プライバシーに配慮した上で、若者相談センター「アサガオ」のほか、適応教室や他の相談業務機関と連携し、相談者が最も相性が良いと感じられる相談機関を見つけられるよう、各種相談先の紹介を行うことができた。今後も、他の事業所との連携が必要である。	青少年の問題全般について、電話、来所等による相談活動を実施する。	青少年愛護センター
	11	子ども家庭総合支援室の運営		子ども家庭支援員・虐待対応専門員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	相談件数：1,152件 うち児童虐待に関するもの：236件	15,202	14,330	21,022	B	DV相談室と連携し、集中的に支援を行うなど、関係機関との更なる連携に努めた。	子ども家庭支援員・虐待対応専門員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	子ども家庭総合支援課
	12	カウンセリングセンター相談事業（再掲）		<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に児童生徒の在籍校と情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。特に、学校教育課の教育相談との連携を意識する。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。（電話相談133件 面接相談167件） ・不登校担当者会や各小中学校の学校訪問を通じて、各相談機関との情報交換を行った。 ・学校教育課教育相談を窓口として、各機関との連携を密に行った。 	2,616	2,596	2,869	B	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「心のケア」が必要と考えられた。感染拡大防止対策に留意し、相談業務を続けることにより、相談者の心の拠り所となった。 ・相談対象の高校生の割合が、全体の12%となっており、本事業を行うことでスクールカウンセラーへ相談できない年代への対応を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に児童生徒の在籍校と情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。特に、学校教育課の教育相談との連携を意識する。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。 	学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
(6)「子ども家庭総合支援室」において家庭児童相談室の機能を包括し、「要保護児童対策地域協議会」の活性化を図ります。	13	要保護児童対策地域協議会の運営	代表者会議年1回、実務者会議・主要機関実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催する。 児童虐待防止研修会を開催する。	代表者会議1回、実務者会議3回、主要機関実務者会議3回開催し、庁内・外の関係機関と連携した。	15,202	14,330	21,022	B	法理解や実務者、担当者間の信頼関係により、複数の関係機関との連携による支援が実現した。	代表者会議年1回、実務者会議・主要機関実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催する。 児童虐待防止研修会を開催する。	子ども家庭総合支援課	
(7)子育ての孤立化を防ぐため、子育てを地域社会で支援することの大切さについて意識の醸成を図ります。	14	児童虐待防止の広報啓発	児童虐待防止月間に公立小学校・中学校及び自治会に「児童虐待防止」チラシを配布する。(11月予定)	児童虐待防止月間に公立小学校・中学校及び自治会に「児童虐待防止」チラシを配布し、虐待防止の周知・啓発に努めた。	15,202	14,330	21,298	B	新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、街頭キャンペーンは実施できなかつたが、チラシの配布を行うことで虐待防止について周知・啓発することができた。	児童虐待防止月間に児童虐待をテーマとした映画上映会を開催し、虐待防止について周知・啓発を行う。 アンケートの結果、映画会に参加して人権問題に関して関心が深まつたと回答する人を80%以上にする。	子ども家庭総合支援課 人権・男女共生課	
(8)保護者や青少年愛護委員などと連携し、子どもたちが自ら身を守り、安全を確保するため、教育・啓発を進めます。	15	犯罪等子どもを取り巻く様々な危険性についての教育・啓発	(子育て推進課) ・防犯訓練の継続実施を図り、内容の振り返り、充実を図る。 ・5歳児には「こどもぼうさい」を配布し、各施設で冊子を利用した防犯教育を行う。 ・交通安全教室に継続参加実施。 (学校教育課) ・新規プレート「子どもを守る110番の家・店」の周知に努め、新規掲示先を増やす。 ・防犯教室を継続実施し、児童生徒の危険回避などの意識向上に努める。 ・交通安全教室を継続実施し、自転車の乗り方や安全な歩行方法についての周知を図る。 ・山手中学校区の山手小学校、岩園小学校、朝日ヶ丘小学校の通学路点検を実施し、危険箇所の改善に努める。 (青少年愛護センター) 中学校区青少年健全育成推進会議及び青少年育成愛護委員と連携し、犯罪等の危険性に対する研修を行う。 (地域経済振興課) 2022年4月からの成年年齢引き下げに伴って、若年者の契約トラブル増加を未然に防止する消費者啓発セミナー等を開催する。	(子育て推進課) ・各施設で、年2回程度いろいろな状況を想定して防犯訓練を行い、内容の振り返りを行つた。 ・5歳児には「こどもぼうさい」を5歳児が在園する施設に配布し、5歳児の防災教育に活用した。 ・交通安全教室を市立・私立園の希望園にてそれ年2回程度実施。 (学校教育課) ・「子どもを守る110番の家・店」について広報やホームページ等を通じて広く周知を図った。 ・防犯教室を継続実施し、児童生徒の危険回避等への意識向上を図つた。 ・幼小中の交通安全教室を継続実施し、幼児児童生徒に対する交通ルールや自転車の安全な乗り方等の周知を図つた。 ・山手中学校区の山手小学校、岩園小学校、朝日ヶ丘小学校の通学路点検を関係機関と連携して実施し、危険箇所の安全対策について協議した。 ・千葉県内で発生した下校児童の交通死傷事故を受け、精道・潮見各中学校区における緊急通学路点検を追加実施し、危険箇所の安全対策について協議した。 ・兵庫県警察学校とタイアップした小学生向け交通安全教室の実施が決定した。 (青少年愛護センター) SNSやアブリを介して犯罪に巻き込まれる危険等に関する講演を消費者教育研修において行った。当研修を青少年育成愛護委員にも案内し、参加を得た。 参加者 27人 (地域経済振興課) 市内の高等学校5か所（県芦、芦屋国際、芦屋学園、甲南、クラーク）に成年年齢引き下げに伴う啓発パンフレットを配布。（計2320部） クラーク高等学院にて若者向け消費生活出前講座（オンライン）を実施。（9月） 契約のルールやよくあるトラブル事例などを掲載している啓発リーフレットを成人式参加者に配布。（530部）	453	488	666	B	(子育て推進課) ・子どもたちを取り巻く様々な危険について、学ぶ機会を設けたことで、自分の身を守ることについての意識が高まつた。今後も予測される危険なことについては、継続して学ぶ機会を設ける必要がある。 (学校教育課) ・「子どもを守る110番の家・店」について広報やホームページ等を通じて広く周知を図り、 ・防犯教室を小学校7校で実施し、児童生徒の危険回避等への安全意識向上を図ることができた。 ・交通安全教室をすべての学校園（幼稚園5園、小学校8校、中学校3校）で実施し、幼児児童生徒に対する交通ルールや自転車の安全な乗り方等の周知を図ることができた。 ・山手中学校区の山手小学校、岩園小学校、朝日ヶ丘小学校の通学路点検を地域住民やPTA、警察等の関係機関と連携して実施し、危険箇所の安全対策について建設的な協議を行うことができた。 ・千葉県内で発生した下校児童の交通死傷事故を受け、精道・潮見各中学校区における緊急通学路点検を地域住民やPTA、警察等の関係機関と連携して実施し、危険箇所の安全対策について協議することができた。 ・兵庫県警察学校とタイアップした交通安全教室を朝日ヶ丘小学校で実施予定であったが、コロナ感染拡大を受け延期となつた。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、防犯教室や交通安全教室をやむを得ず中止・延期せざるを得ない学校があつた。 (青少年愛護センター) 地域経済振興課の出前講座を利用した研修を実施予定であったが、コロナ禍により実施できなかつた。研修等の実施時期について工夫する必要がある。 (地域経済振興課) 成年年齢引き下げに伴い、若者向けに消費者啓発を行うことができた。	(ほいく課) 継続して事業を行う。 ・防犯訓練の継続実施を図り、内容の振り返り、充実を図る。 ・5歳児には「こどもぼうさい」を配布し、各施設で冊子を利用した防犯教育を行つた。 ・交通安全教室に継続参加実施。 (学校教育課) ・「子どもを守る110番の家・店」の周知に努め、各小学校PTAと連携して新規開拓を図る。 ・防犯教室を継続実施し、児童生徒の危険回避などの意識向上を図る。 ・交通安全教室を継続実施し、交通ルールや自転車の安全な乗り方等について周知を図る。 ・潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校の通学路点検を実施し、危険箇所の改善に努める。 (青少年愛護センター) 中学校区青少年健全育成推進会議及び青少年育成愛護委員と連携し、犯罪等の危険性に対する研修を行う。 (地域経済振興課) 引き続き、さまざまな媒体を利用して、若者への啓発を行う。	ほいく課 学校教育課 青少年愛護センター 地域経済振興課	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
3-3 高齢者的人権	①関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見や詐欺の未然防止、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、権利擁護支援センターや高齢者生活支援センターの相談窓口の周知と相談体制の充実に努めます。	16	権利擁護の理解や意識を高める取組の推進	・虐待対応にあたる職員に向け、研修を実施し、対応の質の向上を目指す。 ・市民向けに権利擁護フォーラムを実施し、権利擁護について普及啓発を図る。 ・関係機関(ケアマネ)の虐待対応における困りごとを明らかにし、よりスムーズな連携を図る。 ・施設従事者による高齢者虐待対応マニュアル・障がい者虐待対応マニュアルを実務に即した内容へと改訂し、虐待対応がよりやりやすいものになるようにする。	・虐待対応にあたる高齢者生活支援センター職員・行政職員に向け、4回講座で虐待対応研修を実施。それぞれ32人、30人、26人、31人参加。 ・新任職員向け権利擁護研修実施。22人参加。 ・障がい者虐待対応研修を実施し、41人参加。 ・障がいを理由とする差別の解消のために地域でできることを考える権利擁護フォーラムをyoutube配信中。 ・ケアマネジャーへ高齢者虐待に関するアンケートを実施。それを反映して、通報すべき状態や対応の流れについて研修を実施。31人参加。 ・施設従事者による高齢者虐待対応マニュアル・障がい者虐待対応マニュアルの改訂を進めている。	27,330	20,769	20,769	B	高齢者生活支援センター・行政職員に向け虐待対応研修を行ったことにより、高齢者・障がい者の権利を守るために具体的な対応方法について理解を深めることができた。またケアマネジャー向け研修では、アンケート内容を研修に反映し、効果的な研修の実施ができた。通報すべき状態について理解を深め、早期の相談・通報の必要性を理解できた。より多くの方に理解を深めてもらうためには継続した研修の実施が必要。フォーラムでは、当事者、事業者、学校などそれぞれの立場から障がい者差別解消のため地域でできることを考えいただき、気づきを得た。 ・施設従事者による高齢者虐待対応マニュアル・障がい者虐待対応マニュアルが実務へ即したものへと改訂が進んでいる。	・虐待対応にあたる高齢者生活支援センターや行政職員に向け、研修を引き続き実施し、高齢者・障がい者を権利侵害から守るために虐待対応の質の向上を目指す。必要に応じて対象者を選定しその他の研修も実施する。 ・市民向けに権利擁護フォーラムを実施し、権利擁護について普及啓発を図る。	地域福祉課
	②高齢者生活支援センターをはじめ、社会福祉協議会、自治会、自主防災会、民生児童委員、福祉推進委員などとも連携し、高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。	17	災害時の要配慮者支援の取組	(地域福祉課・高齢介護課・防災安全課) 緊急・災害時要援護者台帳を通して地域での見守り活動が活発になるよう、関係課が協働し要配慮者支援に関する運用を見直す。また、地域住民だけではなく社会福祉協議会や高齢者生活支援センターなど関係機関の協力が得られるよう、令和4年度からの本格的な新運用の実施に向けて準備を進める。 ・緊急・災害時要援護者台帳等の名簿の更新及び説明を行い、日々の地域活動に活用いただく。 ・広報で緊急・災害時要援護者台帳を周知する。	(地域福祉課・高齢介護課・防災安全課) ・災害時の要援護者支援の取組の見直しについて関係課と協議を重ね、新たな取組の大枠を決定した。取組に深く関わる民生児童委員協議会の総務会などで協議し、いたいたい意見を反映した。 ・関係課協働で民生委員・児童委員への説明を行つた。 【協議回数】 ・関係課との協議（防災・障がい・高齢・地域）1～2か月に1回 ・民生児童委員協議会総務会での協議：2回 ・民生児童委員協議会正副会長との協議：2回 ・民生児童委員協議会での研修：1回（12月定期会） ・民生委員・児童委員への説明：小学校区ごとに1回（全9回） ・緊急・災害時要援護者台帳等の普及に向けて、様式や運用の見直しを行い、関係課との協議や関係団体への説明を行つた。	550	550	2,750	B	(地域福祉課・高齢介護課・防災安全課) 関係課や民生委員・児童委員とは協議を重ねて新たな取組の大枠を決定したが、この件に関わりのある社会福祉協議会や高齢者生活支援センター等とは協議できていない状況である。 ・緊急・災害時要援護者台帳等の普及に向けた新運用を実施するにあたり、システム更新や新運用のための説明資料等を準備する必要がある。	(地域福祉課・高齢介護課・防災安全課) ・未だ確定していない取組の詳細を決定する。 ・新たな要援護者支援の取組について、民生委員・児童委員への更なる啓発と活動支援を行う。 ・円滑に新たな運用に移行できるよう、関係機関との連携を強化する。 ・福祉関係機関等に対し、機会を捉えて要援護者支援の取組にかかる啓発を進める。 ・緊急・災害時要援護者台帳等の普及に向けた新運用の実施のため、システム更新や新運用のための説明資料等を準備する。	地域福祉課 高齢介護課 防災安全課
		18	地域見守りネット事業	気になる方を報告していただけるよう、報告事例について登録事業者へ発信する。	定例会は設けていないが、事務局にて適宜対応している。今年度実績では、27件。	○	○	○	B	当該事業を通じて、登録事業者さんによる安否確認を行っている。登録事業者数の増加により見守りの輪を広げる必要がある。	登録事業者の増加させ地域の見守りの輪を少しでも広げる。	高齢介護課
	③認知症施策推進大綱に基づき、認知症高齢者を支援する体制づくりに努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。	19	認知症施策	(地域福祉課) 認知症サポーター養成講座の年間受講者1,000人を目指し、認知症地域支援推進員等と連携し、小・中学生を始めとする、様々な世代の受講者増加と地域活動へ繋がるような仕組みの構築を目指す。 (高齢介護課) ・認知症に対する正しい知識の普及を図る。 ・気軽に集まる居場所づくりを取り組む。 ・若年性認知症の当事者の会の開催や適切な支援が行える仕組みづくりを検討する。	(地域福祉課) 認知症サポーター養成講座を14回実施し、延べ256人が受講した。 小学校のキッズスクエアや高校での講座実施を企画し、様々な世代が受講できるようにした。また、オンラインによる講座の実施も行った。さらに、ステップアップ講座では、ボランティア養成を意識し、地域活動へつながるように働きかけることができた。 (高齢介護課) 利用者の多い福祉センターにてパネル展示を行うことで普及啓発を行った。 若年性認知症当事者の会の開催や適切な支援が行える仕組みづくりを検討した。	1,510	1,510	1,510	B	(地域福祉課) 高校での講座開催を行うことができ、様々な世代の受講ができた。また、ステップアップ講座でボランティア講座を実施することで、受講後に地域で活動できる仕組みの構築に着手できた。 一方で、新型コロナウィルス感染症の影響により、講座開催希望が少なく、また、予定していた講座が中止になることもあり、受講者数が減少している。 (高齢介護課) 福祉センターのパネル展示では認知症の情報や相談窓口を啓発した。認知症の情報を掲載した「ほっとなび」を持ち帰り用に配置しており一定数配布できており普及につながった。	(地域福祉課) 若い世代に講座を受講してもらえるよう、学校等への働きかけを継続する。また、受講後に地域活動へつながるよう、認知症地域支援推進員と連携しながら、ステップアップ講座等を活用した仕組みづくりを検討する。さらに、オンラインを活用した講座開催等、コロナ禍での対応を検討する。 (高齢介護課) 当事者、家族及び地域のかたに知識や相談窓口の情報が伝わるように普及啓発をこれからも継続して実施していく。	地域福祉課 高齢介護課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
④高齢者の自立と社会参加、就労の機会や環境を整えることの必要性について周知・啓発し、生きがいの増進に努めます。	20	高齢者雇用に関する制度の周知・啓発	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助する。 ・シルバー人材センターの活動内容を周知することにより会員の入会を促進する。	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助した。 ・シルバー人材センターと定例会（年1回）を実施予定であったが、コロナウィルス感染対策により中止 ・1月（高齢者月間）に本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行った。	20,000	20,000	20,000	B	・本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行うことにより、会員募集に繋げたい。	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助する。 ・シルバー人材センターと定例会（年2回）を実施し、意見交換を行う。 ・本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行い、会員募集に繋げる。	高齢介護課	
3-4 障がいのある人の人権 ①「障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を広く周知し、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、差別のない共生社会の実現を目指します。	21	条例による取組の推進	(障がい福祉課) ・芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」、条例啓発リーフレット「お互いを支えあい思いやるまち あしや」等を通じて周知を図る。 ・合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動を実施する。 ・市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組（合理的配慮の提供を目的とした点字メニューの作成や筆談ボードの設置などを行った場合に、費用の一部を助成）を実施する。 (人権・男女共生課) 講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際に条例を周知する。	(障がい福祉課) ・条例名の愛称名を公募のうえ、芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会で決定し、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」等に掲載し周知を図った。 ・合理的配慮提供支援事業を実施し、市内民間事業者に対して、7件694,715円の助成を行った。 ・民生委員児童委員研修会、障がい福祉サービス等従事者向け虐待防止研修、手話奉仕員養成講座、芦屋市権利擁護フォーラム等で条例に関する説明を行い、広く周知を図った。 (人権・男女共生課) ・講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際に条例を周知を行った。	3,200	695	1,600	B	(障がい福祉課) ・合理的配慮提供支援事業を活用していただいた民間事業者が、医療機関のみであったため、多様な業種の民間事業者の活用を促進すること。 ・障がい福祉サービス従事者、地域の支援者である民生委員児童委員など、幅広い層に対して条例に関する周知を実施することができた。 (人権・男女共生課) ・人権啓発事業を通じて、条例の周知を図ることができた。	(障がい福祉課) ・芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」、条例啓発リーフレット「お互いを支えあい思いやるまち あしや」等を通じて周知を図る。 ・合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動を実施する。 ・市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組（合理的配慮の提供を目的とした点字メニューの作成や筆談ボードの設置などを行った場合に、費用の一部を助成）を実施するとともに、幅広い民間事業者に対して事業の周知を図っていく。	障がい福祉課 人権・男女共生課	
②子どもの頃から障がいのある人に対する理解を深め、心のバリアフリーを育む教育を進めます。	22	福祉教育の推進	小学校の総合的な学習において、視覚に障がいのある方の話を伺ったり、用具を見たり使ったりする機会を設ける。また、アイマスクをつけて実体験をするなどし、障がい者理解を深める。	福祉教育を総合的な学習のカリキュラムに位置付けて、各学校の実情に応じて実施した。視覚障がい者、聴覚障がい者、身体障がい者の方の話を伺ったり、アイマスク体験、点字体験、車いす体験等を行ったりして障がい者理解を深めた。	O	O	O	B	障がいについて本や映像で学習できることもあるが、実際に当事者の方のお話を伺ったり体験をしたりすることで普段は気付かない社会的障壁に気付くことができた。いくつかの学校では新型コロナウイルス感染症拡大の影響で体験等ができなかった。	小学校の総合的な学習において、視覚に障がいのある方の話を伺ったり、用具を見たり使ったりする機会を設ける。また、アイマスクをつけて実体験をするなどし、障がい者理解を深める。	学校教育課	
③障がいのある人も共に参加できる地域での交流活動などを通して、相互理解を進めます。	23	交流活動による啓発	(政策推進課・障がい福祉課、人権・男女共生課、スポーツ推進課) ・障がいの有無に関わらず交流できるイベントを開催する。 (障がい福祉課) ・市内外で障がいのある人もない人も集うような居場所を見出していく、障がいのある人に周知していく。 ・障がいのある人の文化・芸術活動を促進するため、保健福祉センター等で開催する障がい児・者作品展について、市民への広報や運営などの支援を行うとともに、障がい児・者による芸術作品等の発表機会を創出していく。	(政策推進課・障がい福祉課、人権・男女共生課、スポーツ推進課) ・障がいの有無に関わらず交流できるイベントとして赤星憲広さん講演会・パラスポーツ体験会を実施した。 内容：講演「違いを認め合い、共に支え合うまち」～パラリンピックの精神が社会を変える～、パラスポーツ体験会 ポッチャ及びフライングディスクの体験 講演会：122人 パラスポーツ体験会：57人 (障がい福祉課) ・自立支援協議会実務者会の中で、障がい者団体等に対し、障がいのある人の居場所に関するニーズ等の実態調査を実施した。 ・引き続き、障がい児・者作品展を開催するとともに、感染予防対策のため、市内障がい福祉サービス事業所を訪問によらず動画でめぐるデジタルスタンプラリーを開催。直接の交流は図ることはできなかつたが、動画を通じて障がい理解を深めるとともに、事業所案内冊子を作成した。	772	747	O	B	(政策推進課・障がい福祉課、人権・男女共生課、スポーツ推進課) ・講演を聴いて、人権問題や障がいについて関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が93.4%であり、本講演会が人権啓発事業として高い効果があったと考える。 ・パラスポーツ体験会に参加して障がい者スポーツに対する関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が88.8%であり、本体験会が人権啓発事業として高い効果があったと考える。 (障がい福祉課) ・新しい生活様式を取り入れた新たな形の事業を官民協働で実施することができた。 ・令和3年度は居場所に関する実態調査を実施するにとどまり、具体的な居場所を見出し周知することまでできていない。	(障がい福祉課) ・自立支援協議会専門部会の中で居場所について協議を実施し、市内外で障がいのある人もない人も集うような居場所を見出して、障がいのある人に周知していく。	関係課（政策推進課・障がい福祉課・人権・男女共生課・スポーツ推進課）	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
④事業者が合理的配慮の提供を行ふことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施します。	合理的配慮の提供支援	24	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」、条例啓発リーフレット「お互いを支えあい思いやるまち あしや」等を通じて周知を図る。 合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動を実施する。 市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組（合理的配慮の提供を目的とした点字メニューの作成や筆談ボードの設置などを行った場合に、費用の一部を助成）を実施する。	・条例名の愛称名を公募のうえ、芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会で決定し、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」等に掲載し周知を図った。 ・合理的配慮提供支援事業を実施し、市内民間事業者に対して、7件の申請に対して、7件694,715円の助成を行った。 ・民生委員児童委員研修会、障がい福祉サービス従事者向け虐待防止研修、手話奉仕員養成講座、芦屋市権利擁護フォーラム等で条例に関する説明をし、広く周知を図った。	3,200	695	1,600	B		・合理的配慮提供支援事業を活用していただいた民間事業者が、医療機関のみであったため、多様な業種の民間事業者の活用を促進すること。 ・障がい福祉サービス従事者、地域の支援者である民生委員児童委員など、幅広い層に対して条例に関する周知を実施することができた。	・芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」、条例啓発リーフレット「お互いを支えあい思いやるまち あしや」等を通じて周知を図る。 ・合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動を実施する。 ・市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組（合理的配慮の提供を目的とした点字メニューの作成や筆談ボードの設置などを行った場合に、費用の一部を助成）を実施するとともに、幅広い民間事業者に対して事業の周知を図っていく。	障がい福祉課
⑤相談窓口の周知に努めるとともに相談体制の充実を図ります。	障がい者相談支援事業	25	地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図る。 地域における相談支援の中核的な役割を果たしている障がい者基幹相談支援センター機能のさらなる充実を図る。 「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制の整備について、属性や世代に捉われない包括的な支援ができるよう、関係機関と協議していく。	・福祉センターにおいて、相談支援事業・障がい者基幹相談支援センター事業を実施した。 ・地域における相談支援の中核的な役割を果たしている障がい者基幹相談支援センターと毎月1回定期会を実施し、障がい者基幹相談支援センターで実施している事業等の進捗管理を行った。	41,584	41,584	41,584	B		・相談支援事業については特に問題なく実施できだが、相談件数の増加、相談内容の困難化・複雑化により現体制での対応が難しくなってきている。	・地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図る。 ・地域における相談支援の中核的な役割を果たしている障がい者基幹相談支援センター機能のさらなる充実を図る。	障がい福祉課 地域福祉課
3-5 同和問題（部落差別）	①偏見や差別意識の解消に向けて、同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識が得られるよう周知活動、啓発活動を進めます。	26	同和問題（部落差別）に対する啓発	（上宮川文化センター）開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための講演会や学習会を開催する。 (人権・男女共生課) 講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に法務省が作成した啓発チラシを配布する。	（上宮川文化センター）上宮川文化センター内の掲示板に「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめ人権啓発のパネルやポスターを掲示した。 (人権・男女共生課) 日々の生活と人権を考える集い2021（人権週間記念事業）や啓発映画会にて法務省が作成した啓発チラシを配布した。	0	0	0	B	（上宮川文化センター）掲示版に人権に関するパネルやポスター、「部落差別の解消の推進に関する法律」の掲示や人権図書を配架することで、来館された方の目に届き、周知活動ができた。 (人権・男女共生課) 様々な人権啓発事業において、「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知を図ることができた。	同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識が得られるよう周知活動、啓発活動に取り組む。 (人権・男女共生課) 講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に法務省が作成した啓発チラシを配布する。	上宮川文化センター 人権・男女共生課
	②学校教育においては、これまでの取組の成果を踏まえ、学習内容、指導方法を工夫しながら人権教育に取り組みます。	27	同和問題（部落差別）に対する教育	同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合うことを通して、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、地域の実情をふまえながら部落差別の解消に向けた教育と啓発を進める。	・学校の人権教育計画（基本方針）に「同和問題」を位置付け、同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合う教育・学習の充実を図った。 ・「同和問題」を人権教育の主課題として設定し、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、地域の実情をふまえながら部落差別の解消に向けた教育と啓発に計画的に取り組んだ。	0	0	0	B	・学校の人権教育計画（基本方針）の柱に「同和問題」を位置付け、同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合う教育・学習の充実を図ることができた。 ・「同和問題」を人権教育の主課題として設定し、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、教科等の学習において部落差別の解消に向けた教育と啓発に計画的に取り組むことができた。 ・同和問題の歴史的な背景について教職員自身が学び続けることが必要。	同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合うことを通して、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、地域の実情をふまえながら部落差別の解消に向けた教育と啓発を進める。	学校教育課
	③人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターを中心に、地域での相談事業や人権学習、交流活動に取り組みます。	28	隣保館事業	・同和問題をはじめ、あらゆる人権課題を含めた相談業務を実施する。 ・地域交流をすすめ、同和問題の理解をより一層深めていく。	・同和問題をはじめ、あらゆる人権課題を含めた相談業務を実施した。 ・体操や、アロマヨガ、民謡、民踊等を行い、健康増進を図りながら交流活動に取り組んだ。 ・ヒューマンライツシアター（全3回）参加者 125人 ・ワンコインシアター（全3回）参加者 273人	407	330	407	B	コロナ禍で、それぞれの事業の人数制限があったにも関わらず、参加者を得ることができた。相談事業や各事業を行うことで人権学習、地域交流ができた。	コロナ禍のため感染防止対策を行なながら、居場所作りの観点を含め、相談事業や各事業を実施し、交流活動に取り組む。	上宮川文化センター

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
	④住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行います。	29	「本人通知制度」の周知・運用	・引続き本人通知制度の運用を図るなかで、周知啓発を行う。 ・引続き適正な運用に努め、登録者数の増加を目指す。	・郵送での第三者請求の場合等に、本市で本人通知制度を実施している旨をお知らせする文書を同封して返送するなど周知を図ることで不正請求の抑止に努めた。 ・啓発チラシを作成し、成人式や人権啓発行事等で約1500部配布して周知を図った。 ・令和3年度末時点登録者数1,239人（前年度から83人増加した）	○	○	○	A	・本人通知制度を実施していること自体が不正請求の抑止力となるので引き続き請求者への周知に努める。 ・本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引続き適正な運用を行うとともに周知に努める。	・引続き本人通知制度の運用を図るなかで、周知啓発を行う。 ・引続き適正な運用に努め、登録者数の増加を目指す。	市民課
3-6 外国人の人権	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。	30	多様性を尊重する人権意識の教育・啓発	多文化理解講座の実施	・多文化理解講座9回実施 英語でアート（南アフリカ）12名 みんなで楽しくスペイン語会話（コスタリカ）23名 アート&アニメーション（アメリカ・イスラエル）16名 ワインで学ぶフランス（フランス）11名 ハイキング（ドイツ）19名 ペルーのクリスマス（ペルー）25名 ボーセリンアート（中国）10名 中学生向けJunior Youth Program（カナダ）8名	614	580	1,013	A	多文化について理解する機会を設けることができた。市民同士のつながりが形成され、コミュニティの活性化につながっている。引き続き多くの外国人市民の活躍の場所を提供していきたい。 市内在住外国人のボランティアを募集し、実施回数を増やした。	（人権・男女共生課） 講演会（日々の生活と人権を考える集い）を開催し、啓発を図る。アンケートの結果、講演会に参加して人権問題に関して関心が深まったと回答する人を80%以上にする。 （広報国際交流課） 多文化理解講座の実施	人権・男女共生課 広報国際交流課
	②ヘイトスピーチは、人権侵害であり、許されないものであるという認識を広めるための啓発を行います。	31	ヘイトスピーチに対する啓発	・人権講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に法務省が作成した啓発チラシを配布する。 ・府内に法務省が作成した啓発ポスターを掲示する。	（人権・男女共生課） 日々の生活と人権を考える集い2021（人権週間記念事業）や啓発映画会にて法務省が作成した啓発チラシを配布した。 また、府内に法務省が作成したポスターを掲示し、啓発を図った。	○	○	○	B	外国人の人権をテーマとした啓発事業を実施する際に積極的に啓発を行う必要がある。	・人権講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に法務省が作成した啓発チラシを配布する。 ・府内に法務省が作成した啓発ポスターを掲示する。	人権・男女共生課
	③外国人児童生徒等に関する教育指針に基づき、すべての児童生徒等が互いに尊重し、外国人児童生徒等が自らの進路を切り拓いていく力を育みます。	32	外国人児童生徒等に対する教育支援事業	・初期日本語指導教室の運営や、支援方法について継続して検討する。 ・日本語指導を必要とする児童生徒数が増加傾向にあり、外部支援員の人材確保に努める。 ・学校園の教職員が日本語指導の基本的なスキルを学べる研修プログラムを実施する。	・初期日本語指導教室の運営について協議し、効果的な支援方法を探ることができた。 ・日本語指導ボランティアを常時募集し、日本語教師資格を所有している人材をあらたに確保することができた。【3人】 ・芦屋市日本語指導者養成研修を年間通じて行つた。【受講者：約104人】	2,995	2,560	3,992	B	・初期日本語指導教室の運営や、支援方法について継続して検討が必要である。また児童生徒の通級については、課題があり、対応が求められる。 ・日本語指導を必要とする児童生徒の数が増加傾向にあり、支援人材の確保・育成が急務である。	・市内に配置している日本語指導ボランティアを対象に、初期日本語教室の指導のノウハウを共有する研修を開催する。 ・初期日本語指導教室に日本語教師の資格を持ったボランティアを4名配置する。 ・芦屋市日本語指導者養成研修を年8回実施し、約160名の参加を目指す。	学校教育課
	④子どもたちも含めた外国や外国人との交流を進めることなどにより、異文化に対する理解や関心を高め国際社会への視野を広げます。	33	国際理解教育推進事業	・新学習指導要領に沿った指導と評価を引き続き研究する。 ・小学校外国語活動推進事業において、英語が堪能な地域人材を、小学校英語力アップ事業において、ALTを配置する。 ・国際交流協会等の関係機関と連携し、児童生徒が外国人と交流して異文化理解を深める場をつくる。	・外国语活動担当者会を年間2回実施し、指導と評価についての研修を実施した。【受講者：約32名】 ・英語が堪能な地域人材を、小学校3・4年生の外国语活動を対象に、各校に1名配置した。【配置：8人】 ・英語力アップ事業において、小学校5・6年生を対象にALTを配置した。【配置：4人】 ・広報国際交流課と連携し、小学校の外国语授業に、地域在住の外国人を派遣して、交流を通して異文化理解を深める機会をつくった。【派遣：6人】	17,314	14,617	17,391	B	・新学習指導要領に沿った指導と評価を引き続き研究する必要がある。 ・新型コロナウィルスの影響で、外国人との交流機会が減少している。オンライン交流を含めた、様々な形態での交流機会を創出する必要がある。	・外国语活動担当者会を年2回実施し、外国语の指導と評価について研修を深める。 ・小学校と中学校の外国语教育の連携について研究する。 ・英語でのオンライン交流授業を実施する。 ・小学校外国语活動推進事業において、英語が堪能な地域人材を、小学校英語力アップ事業において、ALTを配置する。 ・国際交流協会等の関係機関と連携し、児童生徒が外国人と交流して異文化理解を深める場をつくる。	学校教育課
	国際交流に関する事業	34	(No.30の再掲) 多文化理解講座の実施	(No.30の再掲) 多文化理解講座の実施	・多文化理解講座9回実施 英語でアート（南アフリカ）12人 みんなで楽しくスペイン語会話（コスタリカ）23人 アート&アニメーション（アメリカ・イスラエル）16人 ワインで学ぶフランス（フランス）11人 ハイキング（ドイツ）19人 ペルーのクリスマス（ペルー）25人 ボーセリンアート（中国）10人 中学生向けJunior Youth Program（カナダ）8人	614	580	614	A	多文化について理解する機会を設けることができた。市民同士のつながりが形成され、コミュニティの活性化につながっている。引き続き多くの外国人市民の活躍の場所を提供していきたい。 市内在住外国人のボランティアを募集し、実施回数を増やした。	(No.30の再掲) 多文化理解講座の実施	広報国際交流課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
(5)潮芦屋交流センターを拠点として、日本語教室や在住外国人への情報提供を通して異文化交流を進めます。 (6)多言語による情報発信ややさしい日本語の普及などを通じて、外国人にも理解しやすい情報提供に努めます。	35	外国人への日本語学習支援教室の実施	<p>(広報国際交流課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室（大人対象）週4日全5クラス、1,400人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日全1クラス、308人（講師含む） 日本語ボランティア講師養成・プラッシュアップ研修21人（講師含む） (公民館) 民間事業者に委託している。事業が適切に行われているかどうか、令和3年度の事業計画が適切に作成されるかどうか注視し、評価する。 	<p>(広報国際交流課)</p> <p>指定管理事業（参加者数） 日本語教室（大人対象）週4日全5クラス、909人（講師含む）</p> <p>日本語教室（子ども対象）週1日全1クラス、249人（講師含む）</p> <p>日本語ボランティア講師養成講座285人（講師含む）・プラッシュアップ研修33人（講師含む） やさしい日本語講座47人（講師含む） (公民館)</p> <p>日本語学級を26回実施、11人が受講。</p>	30	29	30	B	<p>(広報国際交流課)</p> <p>コロナウイルスワクチン接種会場となっていたことも影響し、実施回数は予定よりはすくなくなりましたが、オンラインも含めて効果的に行うことができた。引き続き外国人住民やその支援者へのサポートを継続していく。</p> <p>(公民館)</p> <p>事業計画に基づき、日本語学級が適切に行われていることを評価する。</p>	<p>(広報国際交流課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室（大人対象）週4日全5クラス、1,400人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日全1クラス、308人（講師含む） 日本語ボランティア講師養成・プラッシュアップ研修21人（講師含む） (公民館) 民間事業者に委託している。事業が適切に行われているかどうか、令和4年度の事業計画が適切に作成されるかどうか注視し、評価する。 	広報国際交流課 公民館	
	36	多言語での情報発信	<p>・多言語情報配信クラウドサービスの利用・周知及びホームページの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望する外国人住民へメール配信の本格実施 	<p>・多言語情報配信クラウドサービスの利用・周知及びホームページの充実</p> <p>職員説明会実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望する外国人住民へメール配信を実施 	1,962	1,826	2,460	B	<p>多言語情報配信クラウドサービスを利用し広報を行った。利用者の拡充と各課での登録促進が課題。</p> <p>メール配信実施。</p>	<p>・多言語情報配信クラウドサービスの利用・周知及びホームページの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望する外国人住民へHTMLメール配信 	広報国際交流課	
	37	やさしい日本語の普及										
	38	三者間通話システム	<p>通訳が必要な外国人からの119番通報受信時及び現場活動時の通訳要望に応え、円滑な災害活動に努める。</p>	<p>通訳件数 3件</p>	385	184	237	B	<p>実報件数は少ないもののシステムは有効に活用できている。指令業務に携わる職員への継続研修が必要。</p>	<p>外国人からの119番通報に対する的確な対応及び災害現場でのシステム活用について職員に周知徹底する。</p>	消防本部指令課	
	39	災害時の在住外国人への支援										

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
3-7 情報化などに伴う人権侵害	①家庭や人権擁護委員など関係機関と連携し、情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについて、子どもを含めた教育・啓発を推進します。	40	情報モラル教育・啓発の実施	(打出教育文化センター) ・情報モラル教育は、人権教育や生徒指導上の問題と大きく関わることを学校とも共通理解して取り組む。 ・子どもたちが主体的に情報モラルについて考える場面を設ける。 ・芦屋市情報活用能力体系表を活用して、教育課程の中に情報モラル教育を明確に位置づけ、系統的な指導ができるようする。 ・1人1台学習用端末を活用する際には、情報セキュリティ、著作権、情報収集・発信の際の注意事項等の指導を行う ・SNS利用等、情報モラルセイテラシーに係る内容について、教職員対象の研修をより充実したものにしていく。 (学校教育課) 外部の講師を各学校で招聘したり、研修用動画を活用したりするなど、各学校に実態に合わせて、児童生徒・教職員向けの研修を実施する。 (青少年愛護センター) 青少年育成愛護委員会に委託している事業の中の研修において情報モラルをテーマとして実施し、啓発を行う。 (人権・男女共生課) 人権擁護委員や法務局と連携し、市内小中学校でスマホ・ケータイ人権教室を実施する。	(打出教育文化センター) ・情報モラル教育については、各校の情報モラル教育に関する取り組みを学期毎に打出教育文化センターで集約し、情報教育担当者会で共有することによって、各校の取り組みを充実させることができた。 ・4月、情報セキュリティ研修を教職員向けにオンライン型で実施し、8月にはネットワークシステム更新に併せて芦屋市学校園教育情報セキュリティ実施手順の改定及び著作権・情報モラル教育推進の冊子を作成して周知した。その上で、1月に全教職員向けにセキュリティ実態調査を行い、セキュリティ意識向上に努めた。 (学校教育課) ・情報モラルに関する指導に向けて、教科担任が教材研究を行いながら校内研修を実施している。 (青少年愛護センター) 感染拡大防止のため、班集会等が中止になり、研修の開催を行うことができなかつたが、啓発チラシの配布等を行った。 (人権・男女共生課) 人権擁護委員や法務局と連携し、スマホ・ケータイ人権教室を実施した。 実施校：山手中学校 530人	3,467	3,442	3,635	B	(打出教育文化センター) 【効果】 ・情報モラル教育の実践を集約し、それぞれの取組を「個人情報保護」「情報の信憑性」などキーワードにまとめてことで、児童生徒が学ぶべき視点を焦点化することができた。 ・セキュリティ実態調査の結果をもとに、教職員向けのオンライン型の情報セキュリティ研修の内容を更新し、実施することで、更なるセキュリティ強化に努めていく。 ・情報モラル教育については、研修会を企画し、教職員の理解を深めていく。 (青少年愛護センター) 引き続き、青少年育成愛護委員会主催の研修において、情報モラルを取り上げるよう促し、啓発を行う。 (人権・男女共生課) 人権擁護委員や法務局と連携し、市内小中学校でスマホ・ケータイ人権教室を実施する。	(打出教育文化センター) 【効果】 ・著作権・情報モラルについては、教職員の理解を深めることで、児童生徒のモラル向上につなげていかなければならない。 ・芦屋市学校園教育情報セキュリティ実施手順の更なる理解を深め、セキュリティ強化をより向上しなければならない。 (学校教育課) 【効果】人権意識を高める教職員研修として各校の実態に応じたテーマで実践を積み重ねることができた。 【課題】相手意識をもって子どもたちに指導できるように、継続して行う必要がある。 (青少年愛護センター) 感染拡大防止のため、班集会等が中止になり、研修を開催することができなかつたが、啓発チラシの配布等を行った。 (人権・男女共生課) 実施校を増やしていく必要がある。	打出教育文化センター 学校教育課 青少年愛護センター 人権・男女共生課
②インターネットにおける差別的な書き込み等の人権を侵害する情報の掲載について、関係機関と連携し、早期発見や適切な対応に努めます。	41	インターネット・モニタリング事業	定期的にモニタリングを行い、差別的な書き込みを発見した場合は、法務局等と連携し、削除依頼を行う。	・インターネット・モニタリングを行い、差別表現の発見に努め、サイト運営者等に36件削除依頼を行った。	0	0	0	B	インターネットの悪用による差別表現が見られるため、継続して啓発を行っていく必要がある。	定期的にモニタリングを行い、差別的な書き込みを発見した場合は、法務局等と連携し、削除依頼を行う。	人権・男女共生課	
③市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。	42	人権の視点に立った適切な情報発信	継続して、人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。	平成29年度に作成した職員向けのマニュアルの周知を行い、広報紙やホームページ等の作成にあたって、人権の観点から使用することが好ましくない用語を使用しないよう啓発を行った。	0	0	0	B	法改正等により使用できない用語、使用することが好ましくない用語等の検証を隨時行っていく必要がある。	継続して、人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。	人権・男女共生課 広報国際交流課	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
3-8 性的マイノリティの人権	①誰もが自分の性（セクシュアリティ）を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくるため、性の多様性など性に対する正しい知識や理解が深まるよう教育・啓発を進めます。	43	性的マイノリティに関する教育・啓発	<p>（人権・男女共生課） ・LGBTに関する職員研修を実施する。 ・講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に県が作成した啓発リーフレットを配布する。 （学校教育課） LGBTなどの性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を進める。</p>	<p>（人権・男女共生課） ・LGBTに関する職員研修を実施した。 受講者：272人 ・日々の生活と人権を考える集い2021（人権週間記念事業）や啓発映画会にて県が作成した啓発リーフレットを配布した。 （学校教育課） ・学校の人権教育計画（基本方針）に「男女共生教育」（ジェンダー平等教育）を位置付け、LGBT等性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を進めた。 ・「性的マイノリティの人権」を人権教育の主課題として設定し、教科学習や総合的な学習等において人権学習に計画的に取り組んだ。</p>	○	○	○	B	<p>（人権・男女共生課） 多くの人々にLGBTに対する理解を深めてもらうために阪神7市1町によるパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書締結自治体と連携し、啓発を行っていく必要がある。また、多様性が認められるまちにするために市内事業所に対して啓発を図っていく必要がある。 （学校教育課） ・学校の人権教育計画（基本方針）に「男女共生教育」（ジェンダー平等教育）を位置付け、LGBT等性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を進めた。 （学校教育課） LGBT等性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を進める。</p>	<p>（人権・男女共生課） ・LGBTに関する職員研修を実施する。 ・講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に県が作成した啓発リーフレットを配布する。 ・パートナーシップ宣誓制度を導入した日（5月17日）にあわせて展示を行う。 （学校教育課） LGBT等性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を進める。</p>	人権・男女共生課 学校教育課
	②公文書等における不要な性別記載欄の削除を進めます。									・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。	・継続して削除依頼を行ったところ昨年度と比較して、削除した申請書等の件数が増え、削除率も上がった。 ・未対応のものについて、引き続き進捗管理を行っていく必要がある。	・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。
	③性的マイノリティ当事者や家族、教職員などからの相談に対応するため、相談窓口の周知を図ります。	45	専門相談員によるLGBT電話相談の周知	・講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際にLGBT電話相談のチラシを配布し周知を図った。 ・市内の公共施設に相談カードを配架し周知する。	・講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際にLGBT電話相談のチラシを配布し周知を図った。 ・市内の公共施設に相談カードを配架するとともに、市立中学校1年生を対象に、相談カードを配布し、周知を図った。相談件数：61件（令和2年度：48件）	412	409	410	B	様々な事業において周知できたため、相談件数が増加した。	・講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際にLGBT電話相談の周知をする。 ・市内の公共施設に相談カードを配架し周知する。	人権・男女共生課
3-9 感染症患者などの人権	①各感染症についての正しい知識を普及とともに、世界エイズデー*やハンセン病を正しく理解する週間などを中心に、啓発を進めます。	46	各感染症についての正しい知識の普及	<p>（人権・男女共生課） ハンセン病問題をテーマにしたパネル展示を行い、市民に対して啓発を行う。 （上宮川文化センター） ハンセン病問題をテーマとした啓発映画等を通して市民に対して啓発を行う。 （健康課） 「HIV感染」に限らず、「新型コロナウイルス感染」など各感染症について、正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるようホームページでの情報提供やポスターの掲示、パンフレット等啓発媒体の設置を継続して実施する。</p>	<p>（人権・男女共生課） ・「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあわせて、ハンセン病に関する正しい知識を理解する機会とするため、啓発パネル展の開催・啓発動画の上映を実施した。 内容：啓発パネル「今、ハンセン病を考える～つくられた偏見、終わらない差別～」の展示。 啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」の上映。 （上宮川文化センター） 人権啓発映画会「もういいかい～ハンセン病と三つの法律～」11月20日開催、参加者 25人 人権啓発展示会「ハンセン病の今」11月20日～12月10日開催、参加者 185人 （健康課） 從来から「世界エイズデー」にあわせて、保健センターや府内にポスターを掲示することと合わせ、新型コロナウイルスワクチン接種に関するホームページで人権への配慮に関する周知を行った。</p>	98	44	98	B	<p>（人権・男女共生課） アンケートの結果、展示パネルや啓発動画をご覧になってハンセン病問題に対する理解や関心が深まったと回答した人が90%であったことから、啓発の効果があったと考える。 （上宮川文化センター） コロナ禍で、人数制限があったにも関わらず、参加者を得ることができた。ハンセン病問題について正しい知識と当事者の人権について理解が促進された。 （健康課） 継続して周知することが重要である。</p>	<p>（上宮川文化センター） ハンセン病問題をテーマとした啓発映画等を通して市民に対して啓発を行う。 （健康課） 引き続き「HIV感染」に限らず、「新型コロナウイルス感染」など各感染症について、正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるようホームページでの情報提供やポスターの掲示、パンフレット等啓発媒体の設置を継続して実施する。</p>	人権・男女共生課 上宮川文化センター 健康課
	②学校教育において、感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識を身に付けるよう取り組みます。									・小学校では生活科や保健、中学校では保健体育科で感染症についての授業を実施する。 ・感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識が身に付くよう授業を実施する。	・小学校では生活科や保健、中学校では保健体育科を中心に感染症についての授業を継続的に実施する。 ・感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識が身に付くよう授業を実施する。	学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
3-10 犯罪被害者などの人権	①犯罪被害者等の人権について、広く啓発を図るとともに、犯罪被害者等の支援制度の周知に努めます。	48	犯罪被害者等人権についての啓発、犯罪被害者等の支援制度の周知	犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるために啓発活動を行うとともに、犯罪被害者等に対して、支援制度の周知に努める。 具体的には、民間支援団体による犯罪被害者の無料電話相談案内及び市の支援制度について広報紙に掲載する。また、市職員向けの人権研修を実施する。	・市内でカウンセリングルームを共同運営されている臨床心理士を講師に招き、市職員向けの人権研修を開催し、被害者に寄り添う立場から、犯罪被害者の心理と支援についてお話しいただいた。(12月1日) 参加者：20人 ・民間支援団体による犯罪被害者の無料電話相談案内と市の支援制度について広報紙に掲載した（1回）	25	25	25	B	今後も継続して犯罪被害者等への支援の重要性について理解を深めるために研修を開催するなど啓発活動が必要である。	・犯罪被害者週間である11月25日から12月1日の間に、職員研修を実施する。 ・広報紙掲載による周知・啓発活動を行う。	建設総務課
3-11 刑を終えて出所した人などの人権	①犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」を推進し、立ち直りを見守り支える地域社会の実現に向けて啓発活動に取り組みます。	49	「社会を明るくする運動」などを通じた啓発活動	社会を明るくする運動を通じ、周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるため、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、可能な範囲で啓発活動に取り組む。 また、小中学生を対象に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことや感じたことをテーマにした作文コンテストを実施し、広く更生保護への理解を深めてもらう。	社会を明るくする運動の事業として、以下のとおり実施した。 ・7月街頭一斉行動日（街頭キャンペーン）啓発グッズの配布、市民への呼びかけ ・秋の講演会 講演「お前の親になったら～妹に誓う犯罪者の更生～」参加者 74人 ・市内公立小中学生への啓発として絆創膏を配布 ・第71回社会を明るくする運動作文コンテストの募集 応募数5作品 ・公開ケース研究会（コロナ禍で中止したため資料送付のみ） ・社会を明るくする運動に関連する会議 年2回 ・再犯防止推進計画を第4次地域福祉計画に包含して策定 ・社会を明るくする運動の小中学校との関わりについて学校教育課と保護司会と協議 ・7月1日～30日まで市役所正面（北館3階）に横断幕を設置	266	266	266	B	・「秋の講演会」の参加者からは「有意義だった」「改めて更生保護を考えるきっかけとなつた」との意見があり、一定の効果があったと考える。 ・日常生活の中で犯罪・非行防止について意識することが少ない小中学生に対して、社会を明るくする運動の趣旨を理解してもらうために、作文コンテストの実施を継続する。しかし、昨年度と比較すると応募者は増加したが依然として少数であり、今後も啓発の継続が必要である。	・社会を明るくする運動を通じ、周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるため、保護司会等関係団体と連携し、講演会や街頭キャンペーンなどの内容や啓発方法を協議する。 ・小中学生及び保護者に対する啓発の効果を高めるため、学校教育課や保護司会等と連携し作文コンテストの普及・啓発に努める。 ・コロナ禍によって取組が制限されている中、街頭キャンペーンや横断幕の設置、広報活動等に取り組む。	地域福祉課
3-12 その他の人権問題 △ひとり親家庭に関する問題	家族の多様性が尊重される社会の実現に向けて啓発に取り組みます。また、ひとり親家庭のうち特に母子家庭への支援制度及び適切な相談窓口の周知に努めます。	50	母子・父子家庭相談の周知	ひとり親家庭の継続的自立へつながるよう、広報やホームページ等を通じて支援制度及び相談窓口の周知を行う。	ホームページにて支援制度や相談窓口を周知した。	○	○	○	B	新たな支援制度についてホームページで周知したことで関心のある市民への情報提供ができた。	ひとり親家庭の継続的自立へつながるよう、広報やホームページ等を通じて支援制度及び相談窓口の周知を行う。	子育て政策課
△北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の人権	この問題について、関心と認識を深めていく啓発を推進します。	51	北朝鮮当局による拉致問題についての啓発	・パネル展を通じて拉致問題についての啓発を図る。	(人権・男女共生課) ・啓発パネル「北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けて」の展示を行つとともに、北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」を上映し、啓発を図った。また、「誰もが北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示」として、フルーリボンを作成し、配布した。 ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間について広報あしや12月号及び市ホームページへ掲載し、周知を図った。 (上宮川文化センター) 上宮川文化センター内の掲示板に「北朝鮮による拉致問題」のポスターを掲示した。	○	○	○	B	(人権・男女共生課) 効果的な啓発方法を検討していく必要がある。 (上宮川文化センター) 掲示版にポスター掲示することで、来館された方の目に届き、関心や認識を深める啓発ができた。	(人権・男女共生課) パネル展を通じて拉致問題についての啓発を図る。 (上宮川文化センター) 継続し、ポスターやパネル展を通じて拉致問題についての啓発を図る。	人権・男女共生課 上宮川文化センター

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
△アイヌの方々の歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発	国と協力し、啓発に努めます。	52	アイヌの方々の歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発	ホームページ等を通じて、アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	(公財)人権啓発センターが実施するアイヌの方々の相談事業についてポスターやチラシによる周知を行った。	0	0	0	B	ポスターやチラシでの啓発にとどまっている。民族としての伝統や現状の認識、理解の具体的啓発を考える必要がある。	ホームページ等を通じて、アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	人権・男女共生課
△労働者等の人権	ハラスメントによる人権侵害に対する正しい理解の促進、相談窓口の周知に努めます。	53	ハラスメントに対する啓発、相談窓口の周知	(人権・男女共生課) 人権擁護委員による人権相談の実施を広報やホームページのほか講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に周知する。 (地域経済振興課) 毎月社会保険労務士による労働相談の実施を広報に掲載し相談窓口を周知する。 ハラスメントに対する啓発チラシを作成し正しい知識の理解を促す。	(人権・男女共生課) 人権擁護委員による人権相談の実施を広報やホームページのほか講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に周知した。 (地域経済振興課) 新型コロナ感染症の蔓延により実施を見送った月が2ヶ月あったが、労働基準監督署で実施している相談窓口へ案内を行い、それ以外の月については社会保険労務士による労働相談を周知・実施した。 また、「働き方改革」に関するチラシを作成し、芦屋市商工会会報誌に同封するなどして啓発を実施 ・商工会会報誌同封 1,100部 ・関係機関への配布 100部	125	84	125	B	(人権・男女共生課) コロナ禍で人権相談の実施回数が減少していることから、他の相談機関の周知もあわせて行っていく必要がある。 (地域経済振興課) 労働相談を周知することで、本市の相談窓口へ案内するだけでなく、労働基準監督署等の各種相談窓口へも案内することができた。チラシの配布も含め、引き続き事業実施及び啓発が必要だと考える。	(人権・男女共生課) 人権擁護委員による人権相談等の実施を広報やホームページのほか講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に周知する。 (地域経済振興課) 引き続き、毎月社会保険労務士による労働相談の実施を広報に掲載し相談窓口を周知する。また、他市、他団体と連携し啓発を実施したり、法改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成、配布する。	人権・男女共生課 地域経済振興課

第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性に沿った進行管理													
地域・事業者	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課	
4-3 地域	(1)社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を深め、学習・啓発の機会を充実します。	1	関係団体との連携による事業の実施	(人権・男女共生課) 法務局、人権擁護委員等と連携し人権講演会及び啓発映画会を実施する。 (生涯学習課) ・芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。 ・芦屋市人権教育推進協議会全体会・分科会がより充実するよう活動を支援する。	(人権・男女共生課) 法務局、人権擁護委員等と連携し人権講演会及び啓発映画会を実施した。 ・日々の生活と人権を考える集い2021（人権週間）記念事業 講演「違いを認め合い、共に支え合うまち」～パラリンピックの精神が社会を変える～、パラスポーツ体験会 ボッチャ及びフライングディスクの体験 講演会：122人 パラスポーツ体験会：57人 ・男女共同参画週間事業（啓発映画会・講演会） 内容 啓発映画会「ママをやめてもいいですか！」 参加者 22人 坂東真理子さん講演会 テーマ～力強く、そしてやさしく～「品格ある社会の男性と女性」 参加者 72人 ・ふれ愛シネサロン 第68回 内容 映画「おかあさんの被爆ピアノ」上映 参加者数 96人 第69回（いじめ防止啓発として実施）内容 映画 すみっこぐらし「とびだす絵本とひみつのコ」上映 参加者数 92人 (生涯学習課) ・芦屋市人権教育推進協議会のパネル展など自主的な活動が充実するように支援した。 ・定期総会（書面）・研究大会分科会（書面）、各種専門部会の実施に係る準備・支援を行った。	2,738	2,403	2,343	B	(人権・男女共生課) 日々の生活と人権を考える集い2021（人権週間）記念事業 ・講演を聴いて、人権問題や障がいについて関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が93.4%であり、本講演会が人権啓発事業として高い効果があったと考える。 ・パラスポーツ体験会に参加して障がい者スポーツに対する関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が88.8%であり、本体験会が人権啓発事業として高い効果があったと考える。 男女共同参画事業 ・映画会に参加して男女共同参画について関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が85%あり、本映画会が人権啓発事業として高い効果があったと考える。 ・講演を聴いて男女共同参画その他の人権問題について関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が91.5%あり、本講演会が人権啓発事業として高い効果があったと考える。 (生涯学習課) 芦屋市人権教育推進協議会の円滑な運営のための支援を行うことができた。	(人権・男女共生課) 法務局、人権擁護委員等と連携し人権講演会及び啓発映画会を実施する。 アンケートの結果、講演会や映画会に参加して人権問題について関心が深まると回答する人が80%以上にする。 (生涯学習課) ・芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。 ・芦屋市人権教育推進協議会全体会・分科会がより充実するよう活動を支援する。	人権・男女共生課 生涯学習課	
	(2)出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の教育力を高めます。	2	生涯学習出前講座の案内、募集、実施	生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を引き続き円滑に実施し、生涯学習の推進を通じて人権意識の向上を図る。	・生涯学習出前講座の実施（16件） ・社会教育関係団体公募提案型補助金制度の実施（交付決定2件）	400	100	400	B	あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を引き続き円滑に実施することができた。今後は、2つの制度の更なる周知を行い、より地域の教育力を高める必要がある。	生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を引き続き円滑に実施し、生涯学習の推進を通じて人権意識の向上を図る。	生涯学習課 関係課	
	(3)地域での行事・イベントなどの場と機会を活用した啓発活動を推進します。	3	地域の行事、イベントなどの場を活用した啓発活動	成人式で人権啓発グッズを作成・配布し、人権意識の浸透を図る。	人権啓発グッズの作成・配布 約750人分	91	72	91	B	・成人式で人権啓発標語入りグッズを作成・配布し、新成人に人権意識の浸透を図ることができた。	成人式で人権啓発グッズを作成・配布し、人権意識の浸透を図る。	関係課（生涯学習課）	
4-4 事業所	(1)経営者などに對し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。	4	事業所に対する啓発、啓発事業の周知	(地域経済振興課) 他市、他団体と連携し啓発を実施したり、法改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成、配布する。 (人権・男女共生課) 人権啓発事業のチラシやポスターの配布、掲示依頼を商工会にし、市内の事業所への周知を図る。	(地域経済振興課) ①令和3年10月15日「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム～ポストコロナ時代のワークライフバランス～」を開催 ・共催：芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、三田市、兵庫県、各市商工会等 ・会場：東リ いたみホール 中ホール ・参加者：69人 ②「働き方改革」に関するチラシを作成し、芦屋市商工会会報誌に同封するなどして啓発を実施 ・商工会会報誌同封 1,100部 ・関係機関への配布 100部 (人権・男女共生課) 商工会だけでなく、市が協定を締結している企業等にも周知していく必要がある。	53	6	53	B	(地域経済振興課) シンポジウムは、企業の人事担当者、厚生担当者、中小企業者などを中心に69人の参加があった。今後も、その時々の人権課題に合わせたテーマでの事業実施及び啓発が必要だと考える。 (人権・男女共生課) 人権啓発事業のチラシやポスターの配布、掲示依頼を商工会等にし、市内の事業所への周知を図る。	(地域経済振興課) 他市、他団体と連携し啓発を実施したり、法改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成、配布する。 (人権・男女共生課) 人権啓発事業のチラシやポスターの配布、掲示依頼を商工会等にし、市内の事業所への周知を図る。	地域経済振興課 人権・男女共生課	
	(2)研修会の開催など人権教育・啓発の実施を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。												

地域・事業者・ 方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出 予算額 (千円)	R3歳出 決算額 (千円)	R4歳出 予算額 (千円)	所 管 課 評 価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
----------------	----	------	----------	----------	---------------------	---------------------	---------------------	-----------------------	-----------	----------	-----

○市職員等への教育・啓発

5-1 職員の意識向上	①新入職員から幹部職員にいたるすべての職員について、それぞれの職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権講演会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。	5	人権に関する研修	<p>(人権・男女共生課・人事課・広報国際交流課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員人権研修（LGBT研修） 「多様な性を理解する」～職員として必要なLGBTの知識～ 受講者 272人 ・職員人権研修（ハンセン病問題） 「ハンセン病問題の全面解決に向けて」～地方公共団体の責務とは～ ハンセン病回復者及びご家族による体験談 受講者 339人（講義形式：90人、研修用DVD視聴：249人） ・職員人権研修（外国人の人権） 「在住外国人とやさしい日本語、災害と多文化共生」 受講者 47人 ・職員人権研修（新型コロナウイルス感染症） 「新型コロナウイルスと人権」 受講者 102人（講義形式：38人、YouTubeによる視聴：64人） ・啓発映画会「ママをやめてもいいですか！」 参加者 5人 ・人権講演会（男女共同参画週間記念事業として実施） ～力強く、そしてやさしく～「品格ある社会の男性と女性」 参加者 10人 日々の生活と人権を考える集い2021（市制施行80周年記念事業として実施） 講演「違いを認め合い、共に支え合うまち」～パラリンピックの精神が社会を変える～ パラスポーツ体験会 参加者：講演会 25人 体験会 21人 ・後期新任職員研修において、男女共同参画に関する基礎やDV被害者支援について職員として必要な知識を取上げた。 ・人事課特別（専門）研修の男女共同参画職員研修においては、部課長級職員を対象に、誰もが働きやすい職場にするためのマネジメントについてをテーマに実施し、職員47人が出席した。 (コンプライアンス推進室) 役職別に部長級以上、課長級、係長級、会計年度任用職員を含む全職員向けのハラスマント防止研修を開催し、「職場におけるハラスマント防止に向けた取扱指針」の内容を周知して職員へ啓発を行った。また、研修不参加者向けに研修動画のDVDを貸出しして幅広く受講の機会を提供した。 (障がい福祉課) ・心がつながる手話教室を実施し、37名の参加があった。 ・新任職員研修において、手話研修を実施した。 ・意思疎通支援研修は、知的障がいのある人への理解をテーマとして実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となり実施できなかった。 	742	1,604	1,137	B	<p>(人権・男女共生課・人事課・広報国際交流課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員人権研修の実施にあたり、講義形式以外の方法を検討していく必要がある。 ・新任職員研修の研修後アンケートより、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス、DVについて理解が深まったと考えられる。今後も内容の精査をしながら継続的に実施していく必要がある。 ・後期新任職員研修において男女共同参画に関する研修を実施し、男女共同参画の基礎、女性活躍推進、DV被害者支援について取り上げる。また人事課特別（専門）研修として男女共同参画に関する職員研修を実施する。 (コンプライアンス推進室) 新入職員向けの研修では、ハラスマントの知識や取扱指針の周知を行い、管理監督職向けの研修では、組織マネジメントの観点からハラスマントの予防のために必要な知識の習得を促す。 (障がい福祉課) ・新任職員向け研修では、引き続き手話研修を実施し、人権意識を高める。 ・心がつながる手話教室においては、より多くの部署の職員が出席することにより、手話及び障がいの理解を広げる。 ・意思疎通支援研修を改めて実施し、障がい理解を促進する。 	人権・男女共生課 人事課 広報国際交流課 コンプライアンス推進室 障がい福祉課	
②管理職は高い人権感覚を習得するとともに、所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。	6	職場人権研修	各職場でテーマを設定し研修を実施する。職員間で意見交換を行うことによって職員の人権意識の向上を図る。	主な人権課題からテーマを選定し、職場単位で研修を実施した。（令和3年6月～令和4年2月）	0	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> ・職場単位で実施し、意見を出し合うことによって職場全体で人権について考える機会となり、意識の向上につながった。 ・今後は、各職場の業務に沿った人権課題を取り上げて、効果的な研修につなげる。 	各職場でテーマを設定し研修を実施する。職員間で意見交換を行うことによって職員の人権意識の向上を図る。	人権・男女共生課

地域・事業者・ 方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額 (千円)	R3歳出決算額 (千円)	R4歳出予算額 (千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
(3)「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントに対する理解を深める研修を実施するとともに、職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる体制の充実を図り、制度や相談窓口の周知に努めます。	7	学校内のハラスメント防止対策	昨年度に引き続き、市と各校においてハラスメント防止に係る研修を実施するとともに相談しやすい環境づくりに努める。	人権啓発のリーフレットを学校園のネットワークの掲示板にアップし、教職員への研修と併せて相談先の周知啓発を図った。	0	0	0	B	人権啓発のリーフレットを学校園のネットワークの掲示板にアップすることで、教職員がいつでも研修に取り組める環境を整えた。また、相談先を教職員全員に周知することができた。	昨年度に引き続き、市と各校においてハラスメント防止に係る研修を実施するとともに相談しやすい環境づくりに努める。	教職員課
	8	庁内におけるハラスメント防止対策	「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」を改訂し、職員に周知する。また、職員の役職に応じた研修等を実施することで、ハラスメントについての知識の向上を図る。	ハラスメント外部相談窓口の設置や相談対応の流れを見直しことを踏まえ、「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」を改訂した。また、役職別に部長級以上、課長級、係長級、会計年度任用職員を含む全職員向けのハラスメント防止研修を開催し、取扱指針の改訂内容を職員へ周知した。	3,200	2,221	2,216	B	(コンプライアンス推進室) 全職員向けにハラスメント防止研修を行った後に実施したハラスメント実態把握調査において、相談窓口、取扱指針、リーフレットの認知度が昨年度調査よりも高まったため、研修等による周知の効果があったと考える。 今後は、研修のより効果的な実施方法や外部相談窓口の周知について検討が必要である。 【認知度】 R3調査 ・相談窓口（人事担当課）：69.3% ・指針：37.2% ・リーフレット：54.9% R2調査 ・相談窓口（人事担当課）：53.3% ・指針：21.4% ・リーフレット：34.6%	引き続き、職員にハラスメントのリーフレットや取扱指針の内容の周知を図り、新入職員及び管理監督職向けに研修等を実施することで、ハラスメントの予防のために必要な知識の習得を促す。	コンプライアンス推進室
5-2 特定職業従事者の意識向上 ①教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に応じた人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。	9	特定職業従事者に対する研修	(学校教育課・打出教育文化センター) ・キャリアステージに合わせた人権研修会を実施する際には、教員のニーズや現状をよくふまえた上で適切なテーマや課題設定をおこなう。 ・若手教員に対して同和問題をはじめ、人権問題について学べる機会をセンターが設けると共に各校でおこなっている校内人権研修会を充実させるための支援をおこなう。	(学校教育課) ・人権教育、多文化共生教育の各担当者会を通じて、同和問題をはじめとする人権問題について教職員が学ぶ校内研修を充実させるための支援を行なうことができた。 (打出教育文化センター) 【全教職員対象】 ・東日本大震災における避難者の人権や命について。受講者：14人 ・道徳における授業実践について。受講者：30人 ・芦屋市のいじめ対応と児童福祉の現状と課題について。受講者：18人（教職員12人、市職員6人） ・こどもの特性に合わせた不登校への支援。受講者：30人 ・1.17阪神淡路大震災の教訓を伝える。受講者：12人 ・日本における在日の方々の人権問題について。受講者：24人 ・LGBTに関する人権課題について。受講者：10人 【キャリアステージ】 ①初任者研修 ・芦屋市における同和教育の歴史。受講者：14人 ②2～5年次研修 ・いじめ問題。受講者：29人	351	386	311	B	(学校教育課) ・人権教育、多文化共生教育の各担当者会を通じて、同和問題をはじめとする人権問題について教職員が学ぶ校内研修を充実させるための支援を行なうことができた。 (打出教育文化センター) 【効果】 ・キャリアステージに応じた人権課題を設定し、研修を実施することができた。 ・市主催人権研修会について、各校に周知することで、学校から教職員が参加することができた。 ・特に学校園が直面する人権課題に関する研修を、昨年度より多く実施することができた。 【課題】 ・市主催人権研修について、教職員が対象として適切なものに関して、来年度以降積極的に周知していく。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止措置もあり、全体として研修機会がR01年度に比べて少なかったので、様々な研修形態を研究し、研修機会の確保を目指す。	(学校教育課) ・人権教育、多文化共生教育の各担当者会を通じて、同和問題をはじめとする人権問題について教職員が学ぶ校内研修を充実させるための支援を行なう。 (打出教育文化センター) ・教員のキャリアステージに応じた人権課題を適切に設定する。 ・市として重点的に取り組む人権課題についても適切に実施する。 ・若手教員に対して、同和問題や学級における人権問題をはじめとする人権課題について学ぶ機会を積極的に設ける。 ・様々な研修形態を実施し、研修機会の確保を図る。	学校教育課 打出教育文化センター
	10	②福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員について、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相談者がそれのが相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します。	(生活援護課) 庁内外の研修等に参加し、職員の人権意識啓発を目指す。 (福祉センター) 館内の業務連絡会を通じて、個人情報等の保護を徹底するため情報セキュリティの実施方策（パソコン本体へセキュリティをかける、パソコン等施錠管理の徹底・盗難防止ワイヤーの取付け、書類はカウンターの内側に取り込むなど…）をセキュリティ事故の事例や芦屋市の取組を伝え、隨時注意喚起を行なう。また、机や書庫等の鍵の調査を実施する。	(生活援護課) 教材・資料等（研修） ①7/8市職員研修 ハンセン病問題の全面解決に向けて～地方公共団体の責務とは～ ②12/1犯罪被害者等支援研修 ③1/31新型コロナウイルスと人権 ④2/2-2/9ハンセン病問題パネル展（芦屋市人権教育推進協議会） 進め方：①④情報の共有（課員15人）・②③個別研修参加（課員3名） (福祉センター) 保健福祉センター内に従事している福祉関係者・保健関係者（事業所職員を含む）等に対して、個人情報等の保護を徹底するため情報セキュリティの実施方策（パソコン本体へセキュリティをかける、パソコン等施錠管理の徹底・盗難防止ワイヤーの取付け、書類はカウンターの内側に取り込むなど…）をセキュリティ事故の事例や芦屋市の取組を伝え、隨時注意喚起を行なった。また、年1回、机や書庫等の鍵の調査も実施した。	0	0	0	B	(生活援護課) ・生活保護という業務上、人権全般にかかわる問題には、日々事例対応が求められるため、各ケースワーカーとSV（査察指導員・係長）の随時事例相談やケース検討会議での情報共有の中で、人権について実践的に学んでいる。 ・当事者の生の声、体験に接する機会を得た（ハンセン病問題等） ・いろいろなテーマの研修参加ができる。 ・これからも人権全般の知識や学びを実践に生かしていきたい。 ・具体的で有意義な研修が多数あり、参加希望者も自発的に増えた。（福祉センター） 個人情報の保護やプライバシーへの配慮は保健福祉センター従事者として理解しているが、実例を踏まえ、対策を周知することで、意識の向上・具体的な行動へつなげられるよう努めている。	(生活援護課) 庁内外の研修等に参加し、職員の人権意識啓発を目指す。 (福祉センター) 館内の業務連絡会を通じて、個人情報等の保護を徹底するため情報セキュリティの実施方策（パソコン本体へセキュリティをかける、パソコン等施錠管理の徹底・盗難防止ワイヤーの取付け、書類はカウンターの内側に取り込むなど…）をセキュリティ事故の事例や芦屋市の取組を伝え、隨時注意喚起を行なう。また、机や書庫等の鍵の調査を実施する。	関係課（生活援護課 福祉センター）